

働き方改革関連法案が順次施行！ 事業者が抑えておくべきポイント

働き方改革関連法案がよいよ施行されます。順次施行されますので、会社としてすぐに対応しなければいけないもの、本年度中に準備しておかなければいけない事など、確認・準備が必要です。

本セミナーでは、中小企業者が知っておくべきポイントを分かり易くご説明します。是非ご参加ください。

併せまして、セミナー終了後に個別相談会の機会も設けましたので、是非ご活用ください。



■開催日時 3月25日(月) セミナー／13:30～15:00
個別相談会／15:15～18:15(1事業所30分×6枠)

■開催場所 佐久商工会議所

■講師 蔵中一浩氏 横浜リンケージ社労士事務所代表・特定社会保険労務士



【講師プロフィール】

昭和58年東京外語大学卒業後、(株)横浜銀行に入行。平成25年に独立し、横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セクハラ・パワハラ防止コンサルタント、年金アドバイザー2級資格所有。

■受講料 会員無料

■定員 50名 (個別相談会は6事業所までとなります) ※定員になり次第締め切ります。

【参考】働き方改革関連法案の施行日(中小企業の場合。最新の情報は厚生労働省のHP等でご確認下さい)

施行日	内容	法律
2019年4月1日～	・年次有給休暇の取得	労働基準法
	・フレックスタイム制の清算期間	労働基準法
	・高度プロフェッショナル制度	労働基準法
	・労働時間の把握義務	労働安全衛生法
	・産業医への情報提供の充実(50人未満の事業場は努力義務)	労働安全衛生法
	・勤務間インターバル(努力義務)	労働時間等設定改善法
2020年4月1日～	・時間外労働の上限規制(適用猶予の事業・業務があります)	労働基準法
2021年4月1日～	・正規労働者と非正規労働者との不合理な待遇差の禁止	パートタイム・ 有期雇用労働法
2023年4月1日～	・中小企業の割増賃金率引き上げ	労働基準法

受講申込書 ご記入のうえ、佐久商工会議所(FAX64-2008)へFAXして下さい。 申込期限: 3月20日(水)

事業所名		業種	
連絡先	TEL	FAX	
受講者名			
個別相談	<input type="checkbox"/> 希望します	※個別相談ご希望の方は✓して下さい。先着順で定員となり次第受付終了となります。個別相談の可否並びに相談時間は、後日連絡いたします。	

※ご記入いただいた内容は、当事業運営の為に利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供の為に利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。